

東海医療学園専門学校学則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本校は、東海医療学園専門学校という。

(位 置)

第2条 本校の位置を静岡県熱海市桃山町20番7号に置く。

(目 的)

第3条 本校は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則に準拠し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を希望する者に対し必須の知識技能及び普通教育を授け、豊かな人間性を育み、広く社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

第2章 課程、学科、定員及び修業年限等

(課程、学科、定員等)

第4条 本校の課程、学科及び定員等は次のとおりとする。

課程	学 科	昼夜 の別	視覚障害者又は視 覚障害者以外の別	定 員	学級数
医療 専門 課程	鍼灸マッサージ科	昼	視覚障害者以外の者	120名 (1学年40名)	6 (1学年2)

(修業年限及び在学期間)

第5条 修業年限は、3年とする。

2 学生は、6年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(学 期)

第7条 学期は、次の2学期とする。

前期 4月1日から8月31日まで

後期 9月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。ただし、学校長は必要と認める場合休業日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律で規定する日
- (2) 土曜日、日曜日
- (3) 夏季休業 8月1日から9月20日までの間で学校長が定める日
- (4) 冬季休業 12月20日から1月10日までの間で学校長が定める日
- (5) 春季休業 3月15日から4月5日までの間で学校長が定める日
- (6) 開校記念日 11月1日

2 第1項に定めるもののほか、学校長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、毎学年度の始めとする。

(入学資格)

第10条 本校に入学することのできる者は、学校教育法第90条第1項に該当する者とする。

(入学の出願)

第11条 本校に入学を志願する者は、本校所定の書類に入学検定料を添えて学校長に提出しなければならない。

提出の時期、方法、書類については、学校長が別に定める。

(入学者選考)

第12条 前条の入学志願者については、学校長が別に定めるところにより選考する。

(入学手続き及び入学許可)

第13条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、本校指定の期日までに誓約書その他本校所定の書類を学校長に提出するとともに、第28条に定める納付金を納入しなければならない。

2 学校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(入学の取消し)

第14条 学校長は、前条の入学許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、入学を取り消すことができる。

- (1) 不正な行為によって入学許可を受けたことが判明したとき
- (2) 本校の入学資格を取得できなかったとき

(保証人)

第 15 条 保証人は、1 名とし、学生の在学中その一身上に関する事項について一切の責任を負わなければならない。

2 保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

3 保証人が死亡し又はその資格を失ったときは、直ちに他の保証人を補充し、誓約書をあらためて提出しなければならない。

4 保証人の住所、氏名に変更があったときは、直ちに学校長に届け出なければならない。

(入学延期の願出)

第 16 条 入学を許可された者が傷病その他やむを得ない事故のため入学延期を願出しようとする場合は、所定の入学延期願に医師の診断書又は事故を証明する書類を添えて学校長に提出するものとする。

2 前項の規定による入学延期の期間は、入学指定期日から 10 日以内とする。

(転入学)

第 17 条 本校に転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、学校長は別に定めるところにより入学を許可することができる。

2 転入学を許可された者の既修得単位の取扱い及び在学期間の算定については、教育会議の認定による。

(休学、復学)

第 18 条 学校長は、病気その他やむを得ない理由により引き続き 1 カ月欠席し、なお 2 カ月以上欠席を要すると認められる者が休学を願出た場合には、1 年以内に限り休学を許可することができる。

但し、特別な理由がある場合は、1 年を限度として休学期間を延長することができる。

2 学校長は、教育上必要と認めたときは 1 年以内に限り休学を命ずることができる。

3 休学中の期間は、第 5 条の修業年限に加算しない。

4 前項の者が復学しようとする場合は、学校長の許可を受けなければならない。

(出席停止)

第 19 条 学校長は、病気その他の理由により学生に出席停止を命ずることができる。

(退学又は転学)

第 20 条 学生が傷病その他やむを得ない理由により退学又は転学しようとするときは、保証人連署の願書を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 21 条 次の各号の一に該当する者は、学校長は除籍することができる。

(1) 休学の期間を超えてもなお修学できない者

- (2) 長期間にわたり行方不明の者
- (3) 授業料等を納期までに納付せず、かつ督促しても納付しない者

第5章 教育課程及び学習の評価

(教育課程)

第22条 教育課程は、別表1のとおりとする。

2 別表に定める授業時間数の1単位時間は、50分とする。

(単位の計算方法)

第23条 前条別表1に示す授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次のように定める。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の認定)

第24条 授業科目を履修した学生に対し、試験により単位を与える。

- 2 授業科目の配置、単位数及び履修方法は、学校長が別に定める。
- 3 授業科目について所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす。
- 4 学習の評価は原則として100点満点とし、60点以上を合格とする。
- 5 傷病その他やむを得ない理由により試験に欠席した学生に対しては、追試験を行うことがある。
- 6 追試験については、学校長が別に定める。

(入学前の既修単位の認定)

第25条 本校は、教育上有益と認めるときは、学校長が別に定めるところにより、学生が本校に入学する以前に大学又は短期大学、若しくは高等専門学校又は他の医療関係職種の養成を行う施設として文部科学大臣又は厚生労働大臣の指定を受けた養成施設において修得した単位を、本校に入学した後の本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

なお、授業料は免除しない。

- 2 前項による認定単位は、修了に必要な総授業時間数の4分の1を超えない範囲とする。

(授業の方法)

第26条 本校の授業は、教室等において行う対面授業にて履修させる方法のほか、多様な媒体や情報通信技術を活用して、教室等以外の場所で遠隔授業にて履修させる方法で

行うことができる。

- 2 前項の遠隔授業の方法による授業科目の履修は、当該課程の修了に必要な総授業時間数のうち4分の3を超えないものとする。
- 3 別表1の教育課程における基礎分野14単位のうち、7単位を超えない範囲で、放送大学等の通信教育を履修させる方法で単位を認定することができる。

第6章 進級及び卒業

(進級及び卒業の認定)

第27条 学校長は、第22条に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者について教育会議の議を経て、進級及び卒業を認定する。

- 2 進級、卒業の認定の方法等は別に定める。
- 3 学校長は、所定の課程を修了したと認めた者には卒業証書を授与する。なお、様式は別に定める。

(称号の授与)

第28条 学校長は鍼灸マッサージ科並びに鍼灸科の全課程を修了し卒業証書を授与された者に、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。なお、様式は別に定める。

第7章 入学検定料、入学金、授業料等(以下「納付金」という。)

(納付金)

第29条 入学を志願する者は入学検定料、入学を許可された者は入学金、授業料及び施設管理費を納付しなければならない。

- 2 納付金は、別表2のとおりとする。

(授業料等の納付時期)

第30条 授業料及び施設管理費は、年額の2分の1に相当する額をそれぞれ前期分及び後期分とし、前期分を4月中に、後期分を10月中に納付しなければならない。

(授業料等の分納)

第31条 学校長は、学生から経済的理由等により授業料の分納の申請があったときは、前条の規定にかかわらず授業料及び施設管理費の分納を認めることができる。

(授業料等の減免)

第32条 学校長は特別な事由があると認めたときは、授業料等の全部又は一部を減免することができる。

(休学の場合の授業料等)

第33条 休学を許可された場合は、休学当該期及び復学当該期における在籍管理料とし

て月額1万円を、指定の期日までに納入しなければならない。

(退学又は転学及び停学の場合の授業料等)

第34条 退学又は転学を許可された場合、又は退学を命ぜられた場合においても、その学期の授業料及び施設管理費は納付しなければならない。

2 停学命ぜられた場合においても、その期間中の授業料及び施設管理費は納付しなければならない。

(留年者の授業料等)

第35条 上の学年に進級できなかった者の授業料及び施設管理費は、入学時の額とする。

2 3年次に留年した者の授業料及び施設管理費は、前項の規定に関わらず入学時の3分の1に相当する額とする。

(入学検定料等の不還付)

第36条 既納の入学検定料及び入学金は返還しない。

(納付金の追徴)

第37条 第28条に規定された納付金以外は徴集しない。

第8章 職員組織

(職員組織)

第38条 職員組織は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 学校長 | 1名 |
| (2) 教務課長 | 1名 |
| (3) 専任教員 | 7名以上 |
| (4) 講師 | 10名以上 |
| (5) 学校医 | 1名 |
| (6) 事務課長 | 1名 |
| (7) 事務職員 | 2名以上 |

2 前項の職員のほか、学校長は、必要があると認めるときは、教務課に教務助手、事務課に常勤又は非常勤の嘱託を置くことができる。

第9章 学校運営会議等

(学校運営会議)

第39条 学校運営に関する重要な事項を審議するため、学校運営会議を開く。

2 学校運営会議は、学校長、教務課長及び事務課長、その他学校長が必要と認める者をもって運営し、学校長が定時及び臨時に召集しその議長となる。ただし、必要に応

じ、学校長が指名する職員を出席させることができる。

3 学校運営会議の審議事項は、学校長が別に定める。

(教育会議)

第40条 教育に関する重要な事項を審議するため、教育会議を置く。

2 教育会議は、学校長、教務課長、専任教員及び学校附属施術所の教育担当者、その他学校長が必要と認める者をもって運営し、学校長が定時及び臨時に召集しその議長となる。ただし、必要に応じ、学校長が指名する職員を出席させることができる。

3 教育会議の審議事項は、学校長が別に定める。

(教師会議)

第41条 教育に関する具体的な事項を審議するため、教師会議を置く。

2 教師会議は、教務課長及び専任教員をもって運営し、教務課長が定時及び臨時に召集しその議長となる。

3 教師会議の審議事項は、学校長が別に定める。

(講師会議)

第42条 各教科の授業に関する協議や連絡調整を図るため、講師会議を置く。

2 講師会議は、学校長、教務課長、専任教員及び講師をもって運営し、学校長が定時及び臨時に召集しその議長となる。

3 講師会議の審議事項は、学校長が別に定める。

第10章 賞 罰

(褒賞)

第43条 学校長は、褒賞に値する行為を行った学生を褒賞することができる。

(懲戒)

第44条 本校の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学校長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第11章 附 帯 教 育

第 45 条 本校は第 3 条に規定する目的を達成補完するために次の附帯教育を行う。

科 名	昼夜別	修業年限	定 員	備 考
アスレティックトレーナー 専攻コース	昼	2 年	48名 (1学年24名)	
卒後臨床教育コース	昼	1 年	20名	

2 附帯教育の授業料等その他必要な事項は、別に定める。

第 12 章 雑 則

(健康管理)

第 46 条 学校保健安全法第 6 条の規定に基づき、健康診断を毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(細 則)

第 47 条 この学則を施行するために必要な細則は、学校長が別に定める。

附 則

1 この学則は平成 8 年 4 月 1 日より実施する。なお、平成 7 年 4 月以前に旧豆相鍼灸マッサージ学校に入学した生徒の授業料は、第 30 条にかかわらず変更前の金額を適用する。

附 則

1 この学則は平成 9 年 4 月 1 日より実施する。なお、平成 8 年 4 月以前に入学した生徒の授業料は、第 30 条にかかわらず変更前の金額を適用する。

附 則

1 この学則は平成 10 年 4 月 1 日より実施する。なお、平成 9 年度以前の入学生については、第 8 条及び第 30 条にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則

1 この学則は平成 11 年 4 月 1 日より実施する。なお、平成 10 年度以前の入学生については、第 30 条にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則

1 この学則は平成 11 年 4 月 1 日より実施する。なお、平成 10 年度以前の入学生については、第 8 条にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則

1 この学則は平成 11 年 3 月 10 日より実施する。

附 則

1 この学則は平成 12 年 4 月 1 日より実施する。なお、平成 11 年度以前の入学生については、第 31 条にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則

1 この学則は平成 12 年 4 月 1 日より実施する。なお、平成 11 年度以前の入学生については、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則

1 この学則は平成 13 年 4 月 1 日より実施する。なお、平成 12 年度以前の入学生については、第 33 条にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則

1 この学則は平成 13 年 4 月 1 日より実施する。なお、平成 12 年度以前の入学生については、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則

1 この学則は平成 14 年 4 月 1 日より実施する。なお、平成 13 年度以前の入学生については、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則

1 この学則は平成 16 年 3 月 7 日より実施する。なお、第 27 条は、文部科学省告示の日以後の当該課程の修了者から適用する。

附 則

1 この学則は平成 18 年 4 月 1 日より実施する。なお平成 17 年度以前の入学生については、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則

1 この学則は平成 19 年 4 月 1 日より実施する。

附 則

1 この学則は平成 20 年 4 月 1 日より実施する。なお平成 19 年度以前の入学生については、第 22 条にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は平成 21 年 4 月 1 日より実施する。なお平成 20 年度以前の入学生については、第 22 条にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は平成 23 年 4 月 1 日より実施する。

附 則

- 1 この学則は平成 24 年 4 月 1 日より実施する。なお平成 23 年度以前の入学生については、第 22 条にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は平成 27 年 4 月 1 日より実施する。なお平成 26 年度以前の入学生については、第 28 条にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は平成 28 年 4 月 1 日より実施する。

附 則

- 1 この学則は平成 30 年 4 月 1 日より実施する。なお平成 29 年度以前の入学生については、第 22 条にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は平成 31 年 4 月 1 日より実施する。なお平成 30 年度以前の入学生については、第 28 条にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は令和 3 年 4 月 1 日より実施する。

附 則

- 1 この学則は令和 4 年 4 月 1 日より実施する。なお令和 3 年度以前の入学生については、第 22 条にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は令和 6 年 4 月 1 日より実施する。

別表 1-1

《教育課程》 鍼灸マッサージ科

	教育の内容	単位	授業科目	1年		2年		3年		備考	
				単位	時間	単位	時間	単位	時間		
基礎分野	科学的思考の基盤	14	メディカル英会話	2	30					コミュニケーション	
	人間と生活		生命科学Ⅰ	2	30						
生命科学Ⅱ			2	30							
メンタルトレーニング			2	30							
栄養学			2	30							
人間関係学			2	30							
健康増進学						2	30				
小計	14			12	180			2	30		
専門基礎分野	人体の構造と機能	人体の構造と機能Ⅰ	3	90						運動学含む	
		人体の構造と機能Ⅱ	3	90							
		人体の構造と機能Ⅲ			1	30					
		人体の構造と機能Ⅳ	2	60							
人体の構造と機能Ⅴ				3	90						
疾病の成り立ちとその予防及び回復の促進	病理学概論					2	60				
	臨床医学総論					2	60				
	臨床医学各論Ⅰ					2	60				
	臨床医学各論Ⅱ					2	60				
	臨床医学各論Ⅲ							2	60		
リハビリテーション医学							2	60			
保健医療福祉とあはき理念	4	医療概論					2	45	社会保障・職業倫理		
衛生学・公衆衛生学			2	60							
小計	28			10	300	12	360	6	165		
専門分野	基礎あま指学 基礎はり学 基礎きゅう学	東洋医学概論Ⅰ	2	60							
		東洋医学概論Ⅱ					2	60			
		経絡経穴概論	2	60					1	30	
		あん摩マッサージ指理理論							2	60	
		鍼灸理論									
	臨床あま指学 臨床はり学 臨床きゅう学	診察学Ⅰ(現代医学的)					2	60			生体観察 病態生理 あはき適応の判断
		診察学Ⅱ(東洋医学的)							2	60	
		触察演習	1	30							
		東洋医学臨床論Ⅰ							2	60	
		東洋医学臨床論Ⅱ							2	60	
臨床病態論					1	30					
運動機能評価											
臨床推論							2	45			
臨床経穴学					2	60					
社会あはき学	2	地域保健医療論						2	60		
実習	基礎 9 応用 10	あん摩基礎実習	2	60							
		マッサージ基礎実習	2	60							
指圧基礎実習		1	30								
鍼灸基礎実習Ⅰ		2	60								
鍼灸基礎実習Ⅱ		2	60								
あん摩応用実習						2	60			臨床実習前実技評価	
マッサージ応用実習						2	60				
指圧応用実習						2	60				
鍼灸応用実習Ⅰ						2	60				
鍼灸応用実習Ⅱ					2	60					
臨床実習	4	臨床実習	1	45	1	45	2	90			
総合領域	10	医療面接					1	30			
		鍼灸応用実習Ⅲ							2	60	
		スポーツ鍼灸臨床論							2	60	
		女性小児の東洋療法							1	30	
		総合学習Ⅰ							2	60	
総合学習Ⅱ							2	60	あはき史		
小計	59			15	465	19	585	25	765		
合計	101			37	945	31	945	33	960	2850	

別表 2

鍼灸マッサージ科

種 類	金 額	摘 要
入 学 検 定 料	10,000円	入学願書提出時
入 学 金	300,000円	入学手続時
施 設 管 理 費	120,000円	年額 前期分4月中 後期分10月中
授 業 料	1,200,000円	年額 前期分4月中 後期分10月中